浜松市立佐久間幼稚園　重要事項説明書

〈令和７年４月１日　現在〉

１　運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 浜松市 |
| 代表者氏名 | 浜松市長　中野　祐介 |
| 所在地 | 浜松市中央区元城町１０３番地の２ |
| 電話番号 | ０５３－４５７－２１１７（こども家庭部　幼保運営課） |

２　幼稚園の概要　　【運営規程　第１条　施設の名称等】

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 浜松市立佐久間幼稚園 |
| 所在地 | 浜松市天竜区佐久間町半場４７番地　　　　　　　 |
| 電話番号 | ＴＥＬ　０５３－９６５－０２６０　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０５３－９６５－０２６０ |
| 開設年月日 | 昭和４１年　４月　１日 |
| 敷地面積 | 　２,０６２.００　　　㎡ |
| 建物 | 木造１階建　延べ床面積４３４.８５㎡ |
| 施設の内容 | 保育室：３室　遊戯室：１室　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その他：２室 |

３　施設の目的及び運営方針　　【運営規程　第２条　施設の目的及び第３条　運営の方針】

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、就学前の子供に幼児教育を提供すること。　　　　　　 |
| 運営方針 | ・どの子も自分らしさを発揮し、いろいろな人と関わって元気に育つ保育を実現する。・園、地域、自然などの環境を重視し、内面の成長を支援する。・心身ともにたくましく自立した子の育成のため、健康・安全習慣の定着を図る。・少人数の利点を生かし問題点を克服する教育活動の工夫をする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

４　提供する特定教育・保育の内容　【運営規程　第４条　提供する特定教育・保育の内容】

（１）内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | ◎教育目標「自分らしさが輝き、元気いっぱい活動する子」○重点目標＜元気いっぱい＞　　あいさつや返事、遊びに没頭、自立した子、成し遂げる子＜お話大好き＞　　言葉で表現できる、話をしっかり受け取る子、豊かな感性＜大好き佐久間＞豊かな体験活動で気付き・発見、自ら働きかける子 |

（２）昼食について

|  |  |
| --- | --- |
| 実施方法 | 給食センター方式（週５日実施）ただし３歳児は４月は午前中に降園、５月上旬に弁当持参、５月中旬から給食開始。　４･５歳児は４月中旬から給食開始。年間に数回、弁当持参の日があります。 |
| アレルギー等への対応 | （例）アレルギーが疑われる場合は、園に申し出てください。「学校生活管理指導表」を幼稚園に提出していただき、個別にご相談の上、除去可能なものは除去食・代替食で対応します。※詳しくは別途配布する通知をご覧ください。　　　　　　　 |

５　利用定員　【運営規程　第５条　利用定員及び学級編制】

利用定員　　　　　２０人

６　職員の職種、員数及び職務の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 職務の内容 |
| 園長 | １ | 運営管理 |
| 園務上の主任（預かり担当教諭） | １ | 園長の補佐及び幼児の保育預かり保育利用児の保育 |
| 教諭 | １ | 幼児の保育 |
| キッズサポーター | １ | 預かり保育補助 |
| 園務員 | １ | 園務業務の補助 |
| 園医、園歯科医、園薬剤師 | 各１ | 健康管理に関する指導、検査 |

７　教育日・教育時間及び休園日

|  |  |
| --- | --- |
| 教育日 | 月曜日から金曜日まで |
| 教育時間 | 午前８時４５分から午後２時００分まで　　　　　　　　　　　　　　 |
| 預かり保育の実施状況 | 月曜日から金曜日まで：保育終了後から午後５時３０分まで長期休業中　　　：午前８時３０分から午後５時３０分まで（※実施除外期間あり）　　　　　　　　　　 |
| 休園日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休園日、冬季休園日、学年始休業日、学年末休業日、その他園長が必要と認める日 |

　　※園の日課、行事、その他やむを得ない理由により、変更することがあります。

８　保護者の負担について　　【運営規程　第８条　利用者負担その他の費用の種類等】

1. 使用料（保育料）

　　　子ども・子育て支援法の一部改正（令和元年１０月１日）により、使用料（保育料）は無償

化の対象になり、使用料（保育料）の徴収は行いません。

1. 実費徴収

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由、目的等 | 金額 |
| 体操服・個人持ち用品代等 | 個人所有の用品として保育活動で使用 | 実費 |
| 卒園アルバム代 | 卒園アルバムの作成 | ３年間　２，４００円程度 |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金 | 園管理下での怪我に対応する保険の加入 | 年額　　　２００円 |
| 給食費 | 園児の昼食として提供 | 年額　４０，４２５円（年長） |

※実費徴収を行うときは、あらかじめ書面でその内容をお知らせします。

※給食費のうち副食費が免除の対象になる園児については、副食費相当分は徴収しません。

※ＰＴＡ会計に関しては、別途ＰＴＡから御案内があります。

（３）預かり保育料

教育保育給付１号認定のみの場合、利用料は下記区分の利用回数に応じて決定します。

(例)

|  |  |
| --- | --- |
| 利用区分 | 利用料 |
| 降園後から午後４時３０分まで | １５０円／回 |
| 午後４時３０分から午後５時３０分まで | １００円／回 |

　　　※ただし施設等利用給付２号認定（新２号認定）の場合は、利用料は無料です。

　　　※預かり保育料は、施設等利用費として法定代理受領の対象となります。

※おやつは、持参です（午後３時以降の利用をする場合）。

※納付期限：利用月の翌月末日

９　利用の終了に関する事項　【運営規程　第９条　利用の開始及び終了に関する事項等】

　（１）教育の提供の終了

　　　以下の場合に該当するときは、教育の提供を終了します。

1. 園児が小学校に就学したとき
2. 保護者が法に定める教育・保育給付認定要件に該当しなくなったとき
3. その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

　（２）退園または転園の手続き

　　　保護者は、当園を退園または転園しようとするときは、事前に園長に申し出て、退園届

を提出するものとします。

１０　緊急時等における対応方法　　【運営規程　第１１条　緊急時等における対応方法】

|  |  |
| --- | --- |
| 対応 | 危機管理マニュアルに基づき対応します。 |
| 関係機関 | 警察署：天竜警察署（佐久間交番） |
| 連絡方法及び対応、措置 | ・園児に病状急変や事故等の緊急事態が発生した場合には、速やかにあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、嘱託医への連絡や緊急度に応じて救急車の手配など必要な措置を講じます。・園で緊急事態が発生した場合に、緊急連絡網等で対応についてお知らせするとともに、市や警察署その他関係機関との連携を図ります。 |

１１　非常災害対策　　【運営規程　第１２条　非常災害対策】

|  |  |
| --- | --- |
| 対応 | 危機管理マニュアルに基づき対応します。 |
| 関係機関 | 消防署：天竜消防署佐久間出張所 |
| 避難訓練 | 毎月１回程度実施します。 |
| 避難場所 | 第１次避難場所：園庭第２次避難場所：佐久間小学校（大規模な外水氾濫が予想される場合は、半場地区の高台まで避難する） |
| 連絡方法及び引き渡し | ・自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に関して、「自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に伴う園の対処」により対応します。※別途配付する「自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時に伴う園の対処（家庭用資料）」をご覧ください。 |

１２　虐待の防止について　【運営規程　第１３条　虐待の防止のための措置に関する事項】

　　　園児の人権の擁護及び虐待防止のため、関係機関と連携を図るなど、体制の整備を行い

ます。

１３　保険に関する事項

　　　園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入いただくよう協力を

　　　お願いしています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の名称 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付 |
| 保険の内容 | 幼稚園の管理下で生じた負傷、疾病、傷害、死亡のうち、条件を満たす療養費等への給付・見舞金 |

　　　※詳しくは、別途配布する「日本スポーツ振興センターへの加入について」をご覧ください。

１４　守秘義務及び個人情報の取り扱いについて　【運営規程　第１４条　秘密保持等】

　　（１）園長及び職員は、正当な理由がなく業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。

（２）園児の卒園又は転・退園、その他必要な場合には、小学校や他の関係機関等における

　　　教育・保育が円滑に行われるよう、園児に関しての必要な情報を小学校等に提供しま

す。

　　（３）緊急時に病院その他関係機関へ情報提供を行うことがあります。

1. 以下の情報は、教育・保育給付認定・給付事務及び教育の提供に必要な範囲に限って使用します。
	1. 園児及び園児の世帯の情報
	2. 副食費の免除対象に関する情報
	3. 使用料（保育料）の金額等の情報

１５　要望・苦情等に関する相談窓口等　【運営規程　第１５条　苦情への対応】

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口 | ・窓口担当者：園長、主任・利用時間　：　午前８時４０分から午後４時４５分まで・電話番号　：０５３－９６５－０２６０・ＦＡＸ　　０５３－９６５－０２６０：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |